

# 飼い主のいない猫を増やさないために

猫は愛護動物であるため、飼い主のいない猫であっても、処分を目的とした捕獲は法律で禁止されています。

繁殖力の高い猫の増加抑制として、不妊・去勢手術が最も効果的です。

## 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫は、飼い猫ほど長生きできないと言われていいます。地域で適正な管理を続けることで、飼い主のいない猫を徐々に減らし、猫を巡る意見の対立や生活環境の問題を解消します。

## 不妊・去勢手術を助成します

区では、登録ボランティアに対して捕獲器の貸し出しや不妊・去勢手術費用を助成しています。

不妊・去勢手術を行うことで、尿の臭いが抑えられ、繁殖期の鳴き声がなくなり、飼い主のいない猫は減っていきます。

一方、猫の管理者がいない地域では、「子猫が生まれた」「排せつ物による被害に遭った」等の相談が寄せられています。過去に猫が増えてしまった地域では、同じ場所で40頭近くの手術を行ったケースもあります。



## できることから始めてみませんか

飼い主のいない猫への対策は継続して取り組むことが重要です。地域の中で個人に負担がかかっていると、その方が転居等で活動できなくなった場合、対策前の状況に戻ってしまいます。

「猫好きな人の活動」ではなく、地域の問題の一つとして、活動を始めませんか。区では、皆さんの活動へのアドバイスや支援を行っています。



## 無責任な餌やりはやめましょう

餌のばらまきや放置は、ほかの動物が集まったり、虫の発生原因となります。

土地の所有者から許可を得た場所で、時間を決めた餌やりをしましょう。また、猫の排せつへの対策も考え、きれいなまちを守りましょう。

## 猫を飼っている方へ

猫を飼っている方は下記のご協力をお願いします。

- 🐾屋内で飼いましょう
- 🐾不妊・去勢手術をしましょう
- 🐾身元の表示をしましょう
- 🐾生涯飼い続けましょう

## 問合せ

生活衛生課管理係 ☎内線422

# 繁殖期のカラスにご注意を

カラスは春先から初夏にかけて繁殖期を迎えます。卵を産み育てるために巣を作り、巣に近づく人を攻撃することがあるので、注意が必要です。



## 巣を作らせないために

カラスは縄張りの中で餌を得やすい場所に巣を作ります。一度巣を作った場所では、再びその近くで巣作りをする可能性があります。

- 巣の材料を放置しない  
針金ハンガーや木の枝等は巣の材料になるので、不用意に放置しないでください。
- 樹木のせんていを行う  
三つまたの枝等は絶好の営巣場所になるので、春先を迎える前にせんていしましょう。

## カラスの巣がある場合

カラスによる威嚇・攻撃等で人に危険が及ぶ場合、原因となる巣を撤去しますので、ご相談ください。

※相談から撤去までに時間がかかる場合があります

問合せ 生活衛生課管理係 ☎内線422

## 無責任な餌やりはしない

周辺住民の生活環境を不良状態にする無責任な餌やりはやめましょう。餌を屋外に長時間放置すると、衛生上の問題があるほか、残った餌や餌に群がる小動物を狙い、カラスが集まり、鳴き声やふん害等の深刻な環境悪化を招くことがあります。また、人が餌を与えることで、人を恐れなくなる可能性もあります。

## カラスを寄せ付けないために

- 市販のカラスよけ用品、不要なCD等をつるす（反射光が近隣の迷惑とならないよう注意）
- カラスが止まる手すり等に釣り糸等を平行に張ると、カラスが寄りにくくなります（広い場所等では、広げた翼に触れる間隔で垂直に数本張ると効果的）

問合せ 環境課環境保全係 ☎内線485

## ごみ集積所では

- カラスの餌になる生ごみを減らし、紙で包む等、外から中身が見えないようにして出しましょう
- カラスの餌となるごみを長時間放置しないよう、決められた収集日以外や夜間にごみを出さないようにしましょう
- 防鳥ネットはめくれないように下部をしっかりと留めましょう

問合せ 清掃リサイクル推進課作業係 ☎(3892)4671

# 悪質な訪問販売の手口にご用心

## 排水管修理・清掃工事

事例

「前の道路で下水道工事をしている」という訪問があった。「下水が逆流する可能性があるため、下水管を拝見したい」と言われ、見てもらった。その後、「下水管に破損が見つかった。今、近くで工事をしているので安く修理できる」と言われ、契約してしまった。契約後、近隣に確認したら下水道工事はなかったため、解約したい。

注意点

工事のあいさつを装い、下水管を点検し工事契約をさせる手口は違法です。契約書をもってから8日以内にクーリング・オフ通知を発信すれば、無条件で解約できます。期間が過ぎても解約できる場合もあります。

## 必要な説明をしない電気事業者の代理店

事例

「契約先を変更するだけで、費用は不要で電気代が安くなる」という訪問があった。検針票の提示を求められたため見せると、断りなく写真を撮られ、書類に住所・氏名を記入させられた。その後、渡された書類を見て、新たな事業者との契約だとわかったため、解約したい。

注意点

事業者名称を告げられず、必要な説明もないまま勧誘を受けた場合、無防備になりがちです。電気代は安くないケースもあります。契約する意思がない場合は、「契約しません」とはっきりと断りましょう。

## 消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等を除く

### ■ 多重債務110番

クレジットカード等の債務整理について、消費生活相談員が相談に応じます。



期日 3月2日(月)・3日(火)

時間 ▶午前8時30分～正午  
▶午後1時～4時30分

相談専用電話 ☎(5604)7055

場所・問合せ 消費生活センター（区役所6階）  
☎内線477